

令和7年度

- 第1部： **有料（無料）**
職業紹介事業報告書の作成
- 第2部：職業安定法に基づく省令及び指針の一部改正につ
いて

厚生労働省 兵庫労働局

職業安定部 需給調整事業課

本日の説明内容

1. 職業紹介事業報告書の提出について
2. 職業紹介事業報告書の作成について
3. 職業紹介の実績がない場合の報告について
4. 職業紹介事業運営にかかる留意点について
5. 令和7年4月施行改正職業安定法施行規則について

1

1. 職業紹介事業報告書の提出について



ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

職業紹介事業報告書

有料（無料）職業紹介事業を行う事業主は、毎年度、職業紹介事業を行う事業所ごとに事業報告書を作成して、事業主管轄労働局に提出する必要があります。

提出期間

令和7年4月1日（火）から**令和7年4月30日（水）**までです。

報告対象期間

報告対象期間は、

令和6年4月1日から令和7年3月31日までです。

職業紹介事業報告書様式（兵庫労働局HP）

https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/hourei_youshikishu/youshikishu/syokai_yoshiki_download.html

兵庫労働局への提出は、許可番号が「28-」で始まる事業者です。

職業紹介事業報告書様式（兵庫労働局HP）

掲載場所

有料・無料職業紹介事業

[法改正（お知らせ）](#) [New](#) [セミナー関係](#) [New](#) [各種手続き](#) [申請・届出](#) [特別相談窓口について](#) [留意点・事例紹介（リーフレット）](#)

・[職業紹介事業報告書（4月1日～4月30日）様式](#)

・職業紹介事業報告書セミナー：[セミナー関係](#)

※ 最終更新日から1ヶ月以内の情報は **New表示** をしております。

事業報告

■職業紹介事業報告書は、職業安定法第32条の16により、職業紹介の実績の有無にかかわらず、**毎年4月30日までに**提出することが全ての事業主に義務づけられています。**（職業紹介実績がない場合でも提出は必要）**

○職業紹介事業報告書（様式第8号） [[Excel](#) / [PDF](#) / [記入例PDF](#)]

※Excelシートの「（第3面）」、「（第4面）」、「（第1・2面）」入力案内をご確認のうえ、ご記載ください。

○特別の法人無料職業紹介事業報告書（様式第8号の2） [[Excel](#) / [PDF](#) / [記入例PDF](#)]

※Excelシートの「（裏面）」、「（表面）」の入力案内をご確認のうえ、ご記載ください。

事業報告書の「取扱業務等の区分」欄の職業分類はプルダウンで選択できますが、併せて[分類項目新旧対照表](#)もご確認ください（令和5年度職業紹介事業報告より改訂後の職業分類となっております）。

提出書類について

必ず提出するもの

職業紹介事業報告書（様式第8号）

**職業紹介事業報告書は事業所ごとに作成して、
正本1部・コピー2部の合計3部を必ず提出してください。**

職業紹介事業報告書（様式第8号）は、第1面と第2面ですが、大きく分けて以下のような構成となっています。

◎許可番号、事業所の名称および活動状況（第1面）

◎収入状況や返戻金制度の有無等（第2面）

提出先について

郵送または持参により提出してください。

郵送の場合

〒650-0044

神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー14階

兵庫労働局 職業安定部 需給調整事業課 あて

◎報告書の控えを返送しますので、必ず**必要分の切手を貼付し、返送先を書いた返信用封筒を同封**して提出してください。また提出にあたっては、できる限り簡易書留やレターパックプラスなどの、対面で届き、かつ受領の際に受領印（署名）を行う方式をお願いします。

持参の場合

上記所在地の窓口にて、**平日8時半から17時15分まで**の間に提出してください。
なお、提出期限の4月末頃は、窓口が大変混み合います。
時間に余裕を持って提出してください。

2

2. 職業紹介事業報告書の作成について



第1面【1 許可番号、2 事業所の名称及び所在地、3 紹介予定派遣の有無】

様式第8号（第1面）

（日本産業規格A列4）

許可番号

有料職業紹介事業報告書
~~無料職業紹介事業報告書~~

該当しない方を抹消してください。

1 許可番号 28 -ユ- 000000

2 事業所の名称及び所在地

(名称) 株式会社 兵庫労働局 三宮支店

(所在地) 兵庫県神戸市中央区浜辺通二丁目1番30号 三宮国際ビル5階

職業紹介事業を行う「事業所」ごとに作成してください。

3 紹介予定派遣 実績の有無 有

4 活動状況（国内）

項目	① 求人			② 求職	③ 就職			
	有効 求人数	求人数			新規求職申 込件数	常用 就職件数		臨時 就職延数
常用 求人数		臨時求 人延数	日雇求 人延数	無期雇用		それ以外		
取扱 業務等の区分								

紹介予定派遣で実績があった場合は「有」、なしの場合は「無」を記入してください。

第1面【4活動状況（国内）】

3 紹介予定派遣
4 活動状況（国内）

常用・臨時・日雇すべての求人
直前の3月末における有効求人
数を計上してください。

の有無 有

一人の求職者について希望業務（区分）が複数ある場合、
求職者の希望する優先順位が高いもの1つに計上してください。

項目	① 求 人 数					② 求 職		③ 就 職			
	有 効 求人 数	求 人 数			有効求 職者数	新規求職申 込件数	常 用 就職件数		臨 時 就職延数	日 雇 就職延数	
		常 用 求人数	臨時求 人延数	日雇求 人延数			無期雇用	それ以外			
取扱 業務等の区分											
■ 家政婦(夫)	2 人			480 人日	2 人	60 件				450 人日	
■ 医師	15 人	30 人	1800 人日		10 人	50 件	12 件	6 件	640 人日		
023 看護師、准看護師	20 人	25 人			15 人	85 件	15 件	12 件			
038 会計事務の職業 (紹介予定派遣)	10 人	20 人			15 人	30 件	5 件	5 件			
	(1)	(1)			(2)	(2)	(1)	(1)			
計	47 人	75 人	1800 人日	480 人日	42 人	225 件	32 件	23 件	640 人日	450 人日	

紹介予定派遣の人数は内数のため
合計に含めないでください。

直前の3月末にお
ける有効求職数を
計上してください。

項目	④ 離 職	
	無期雇用 (6ヶ月以内/解雇除く)	
取扱 業務等の区分	離 職	不 明
■ 家政婦(夫)		
■ 医師	2 人	0 人
023 看護師、准看護師	2 人	0 人
038 会計事務の職業 (紹介予定派遣)	0 人	0 人
計	4 人	0 人

一の求人につき、短時間でも1人が1日を超えない場
合は1人日、2日にまたがる場合は2人日となります。
例：8/1～9/30で募集人数2名の場合
61日×2人=122人日です。

同一者からの複数回申込みが
あった場合はそれぞれ計上し
てください。

対象期間：「前々年4月1日～前年3月末日」
無期雇用で就職した者のうち、
就職後6ヶ月以内に離職した者（解雇された者を除く）
の数を記載ください。

第1面および第2面（共通の注意点）

「取扱業務等の区分について」（第1面、第2面共通）

「取扱業務等の区分」については、厚生労働省職業分類表における中分類（001～099）表記です。

ただし、「a家政婦（夫）」「bマネキン」「c調理師」「d芸能家」「e配せん人」「fモデル」「g医師」「h保育士」「i特定技能の在留資格にかかる職業紹介」については、厚生労働省職業分類表における中分類と分離して集計（外数で）してください。

例えば中分類「021」では「歯科医師、獣医師、薬剤師」のみの実績を計上します。

「常用」「臨時」「日雇」の区分について」（第1面、第2面共通）

「常用」・・・4か月以上の期間を定めて雇用される者または期間の定めなく雇用される者

「臨時」・・・1か月以上4か月未満の期間を定めて雇用される者

「日雇」・・・1か月未満の期間を定めて雇用される者

第1面【5活動状況（国外）（相手国別・総計）】

5 活動状況（国外）（相手国別・総計）

国外分については、国内分とは別で計上してください。

項目 取扱 業務等の区分	相手国		⑤ 求 人		⑥ 求 職		⑦ 就 職	
			有 効 求人件数	求人数	有効求 職者数	新規求職 申込件数	無期雇用 就職件数	それ以外の 就職件数
i 特定技能の在留	ベトナム	VNM	30 人	75 人	80 人	130 件	5 件	65 件
007 製造技術者	ベトナム	VNM	5 人	5 人	2 人	3 件	1 件	1 件
			人	人	人	件	件	件
			人	人	人	件	件	件
			人	人	人	件	件	件
計			35 人	80 人	82 人	133 件	6 件	66 件

項目 取扱 業務等の区分	相手国		⑧ 離 職	
			無期雇用 (6ヶ月以内/解雇除く)	
			離 職	不 明
i 特定技能の在留	ベトナム	VNM	3 人	人
007 製造技術者	ベトナム	VNM	1 人	人
			人	人
			人	人
			人	人
計			4 人	0 人

業務区分ごと、相手国ごとに記載してください。

単に紹介した人が外国籍の方というだけで、記載する欄ではありません。

例えば、「日本在住の外国籍の方を紹介したので、5欄に計上する」→ **×**

★国外と海外取次機関の届け出をしている場合に記入ください。

★紹介した方の国籍ではなく、海外にいる求職者を日本に呼び寄せて紹介した場合に限り記載することになります。

技能実習生の実習に関しては、外国人技能実習機構に提出する監理団体としての事業報告書にて報告いただきますので、労働局に提出する職業紹介事業報告には含めないでください。

第2面【7職業紹介の業務に従事する者の数、8返戻金制度、9従業員教育】

職業紹介責任者の他、職業紹介の業務に従事する者全て

返戻金制度が「有」の場合は、概要も記載してください。
(制度の内容が分かる資料添付でも可)

7 職業紹介の業務に従事する者の数

8 返戻金制度

5	人
---	---

有	(有の場合、その概要)
	無期雇用労働者が入社1か月以内に退職した場合は紹介手数料の50%を求人者に返戻する(ただし、退職理由が自己都合の場合に限る)。

9 従業員教育

日時	従業員数	教育内容
令和6年10月1日 9:00~17:00	5人	求人者・求職者の個人情報の適切な管理に関する研修を実施
職業紹介責任者が、職業紹介事業に従事する従業員に教育・研修を受けさせた場合に、その内容を記載してください。(外部研修も含まれます。)		

1 職業安定法第32条の16第1項の規定により上記のとおり報告します。

~~2 職業安定法第33条第4項において準用する同法第32条の16第1項の規定により上記のとおり報告します。~~

該当しない方を抹消してください。

令和 7年 4月 〇〇日

厚生労働大臣 殿

⑨ 氏名又は名称

株式会社 兵庫労働局
代表取締役 〇〇 〇〇

法人(団体)の場合、法人(団体)名および代表者名を記入してください。

3

3. 職業紹介の実績がない場合の報告について



職業紹介の実績がない場合の報告について(第2面)

前回の報告対象期間に実績があり、その手数料を今回の対象期間中に受領した場合、6欄収入状況の記載が必要です。

(上) 省略

取扱 業務等の区分	求職 (職業安定法第32条の3)							
	常用				非常用			
芸術家	件	円	円	円	円	円	円	円
モデル	件	円	円	円	円	円	円	円
科学技術者	件	円	円	円	円	円	円	円
経営管理者	件	円	円	円	円	円	円	円
		0	0	0	0	0	0	0

職業紹介責任者が、職業紹介事業に従事する従業員に教育・研修を受けさせた場合に、その内容を記載してください。(外部研修も含まれます。)

職業紹介責任者の他、職業紹介の業務に従事する者全て

返戻金制度が「有」の場合は、概要も記載してください。(制度の内容が分かる資料添付でも可)

7 職業紹介の業務に従事する者の数

3	人
---	---

8 返戻金制度

有	(有の場合、その概要) 3ヶ月以内に自己都合退職の場合、紹介手数料の50%を返金する。
---	--

9 従業員教育

日時	従業員数	教育内容
令和6年4月5日 9:00~17:00	1人	職業紹介責任者が講師となり、新規採用者に対する職業紹介業務全般に関する研修を実施
令和6年9月15日 10:00~17:00	3人	〇〇協会が主催する職業紹介事業者向け講習を受講
令和7年2月1日 17:00~19:00	2人	キャリアコンサルタント資格を持つ職業紹介責任者が講師となり、キャリアコンサルタント技能士取得に関する勉強会を実施

1 職業安定法第32条の16第1項の規定により上記のとおり報告します。

~~2 職業安定法第32条第4項において準用する同法第32条の16第1項の規定により上記のとおり報告します。~~

該当しない方を抹消してください。

令和 7 年 4 月 〇 日

厚生労働大臣 殿

⑧ 氏名又は名称

株式会社 兵庫労働局
代表取締役 〇〇 〇〇

法人(団体)の場合、法人(団体)名および代表者名を記入してください。

4

4. 職業紹介事業運営にかかる留意点について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

最近の職業安定法及び関係法令等主な改正内容について

・平成30年1月施行

○厚生労働省の運営する人材サービス総合サイトにおいて、職業紹介の実績に関する事項の情報提供を行うことが義務付けられました。

・令和2年3月施行

○一定の労働関係法令違反のある求人者からの求人の申し込みなどを受理しないことが可能となりました。

・令和3年4月1日施行

○「就職祝い金」などの名目で求職者に金銭等を提供して求職の申し込みの勧奨を行うことを禁止しました。

・令和4年4月1日施行

○求人の申し込みを受理しないことができる場合が追加されました。

・妊娠又は出産等についての申出をしたことを理由とした不利益取扱いを禁止する規定に違反し、公表等の措置が講じられて6ヶ月を経過していない求人者

・令和4年10月1日施行

○求人の申し込みを受理しないことができる場合が追加されました。

・出生時育児休業の申出を事業主が拒むことができない規定等に違反し、公表等の措置が講じられて6ヶ月を経過していない求人者

○求人等に関する情報の的確な表示に関する義務が課されることとなりました。

・求人に関する情報や求職者に関する情報、職業紹介事業の事業実績に関する情報を提供する際、虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはなりません。

・求人に関する情報や求職者に関する情報について、掲載の中止や内容の訂正の依頼があった場合には遅滞なく対応しなければなりません。

・求人に関する情報や求職者に関する情報について、①定期的に求人者や求職者に最新かどうか確認する、又は②情報の時点を明示する、いずれかの措置を講じなければなりません。

○求職者等の個人情報を利用するにあたって、業務の目的の達成に必要な範囲内で、当該目的を明らかにして利用しなければならないこととなりました。

・令和6年4月1日施行

○募集する労働者の労働条件の他に、新たに従事すべき業務の変更の範囲などの事項についても明示することが必要となりました。

・令和7年4月1日施行

○常用就職の実績が多い上位5種類について、紹介手数料率の実績を公開する義務が課されることとなりました。

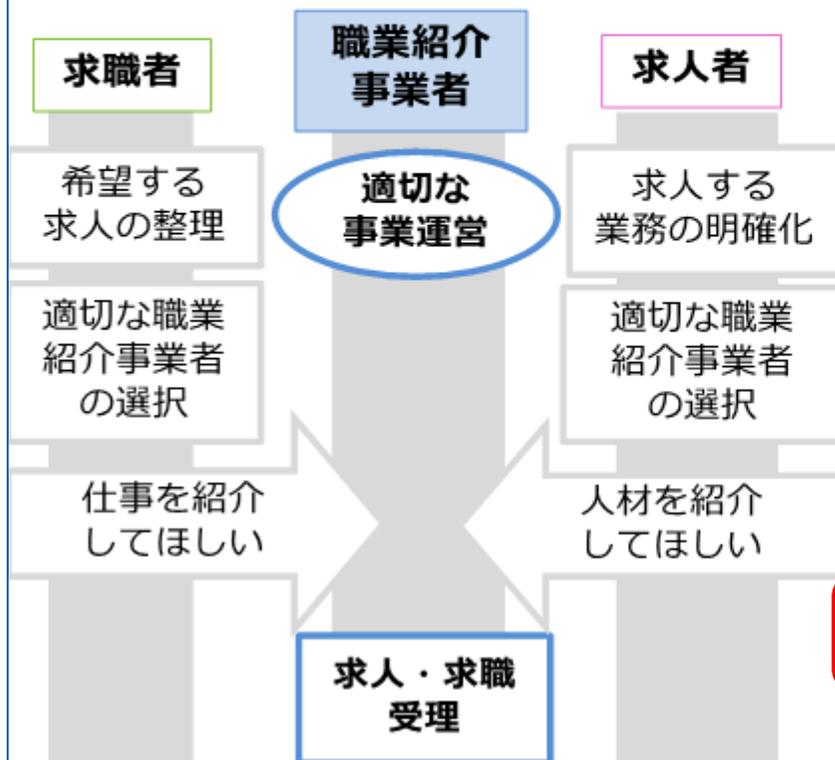
○求人者に対する違約金規程を設けている場合には、規約の明示に関する義務が課されることとなりました。

人材サービス総合サイトへの情報提供

職業紹介事業者の皆さまへ

職業紹介事業を行う際の主なポイント

職業紹介業務の流れ



1 適切な事業運営

✓	チェック
	ハローワークと誤認されるような名称を用いていない
	職業紹介事業者として厚生労働大臣の許可を受けている
	(有料職業紹介事業者の場合) 建設業務・港湾運送業務など職業紹介禁止業務について紹介を行っていない
	個人情報の適切な管理体制を構築している
	求職者・求人者からの苦情の適切な処理体制を講じている
	事業者への退職勧奨の提案、求職者への退職の強要等をしていない
	人材サービス総合サイトにおいて手数料などの情報提供を行っている
	毎年度、職業紹介事業報告書を提出している

2018年の法改正より

◆手数料などの情報提供

手数料等の情報については、原則として「人材サービス総合サイト（厚生労働省運営）」（<https://jinzai.hellowork.mhlw.go.jp/JinzaiWeb/>）における情報提供が必要です。

<情報提供が必要な事項>

- ・ 紹介による就職者数
- ・ 無期雇用就職者数
- ・ 無期雇用者のうち6ヶ月経過後の離職者及び離職したか明らかでない者の数
- ・ 手数料に関する事項、返戻金に関する事項

※ 令和3年度から、以下の職種については、「人材サービス総合サイト」に紹介手数料の実績や採用後の離職率の実績を掲載できるようになりました。積極的な情報提供をお願いします。

- ①医師、②歯科医師、獣医師、薬剤師、③保健医療サービスの職業、④看護師、准看護師、⑤保健師、助産師、⑥医療技術者、⑦介護サービスの職業、⑧保育士

人材サービス総合サイト

検索



厚生労働省職業安定局
人材サービス総合サイト

HOME 問い合わせ先 サイトマップ

文字の大きさ



◆当サイトは、ページの追加・更新及び機能改修時に、Google Chrome、Microsoft Edgeの最新版で表示確認・操作検証を実施しています

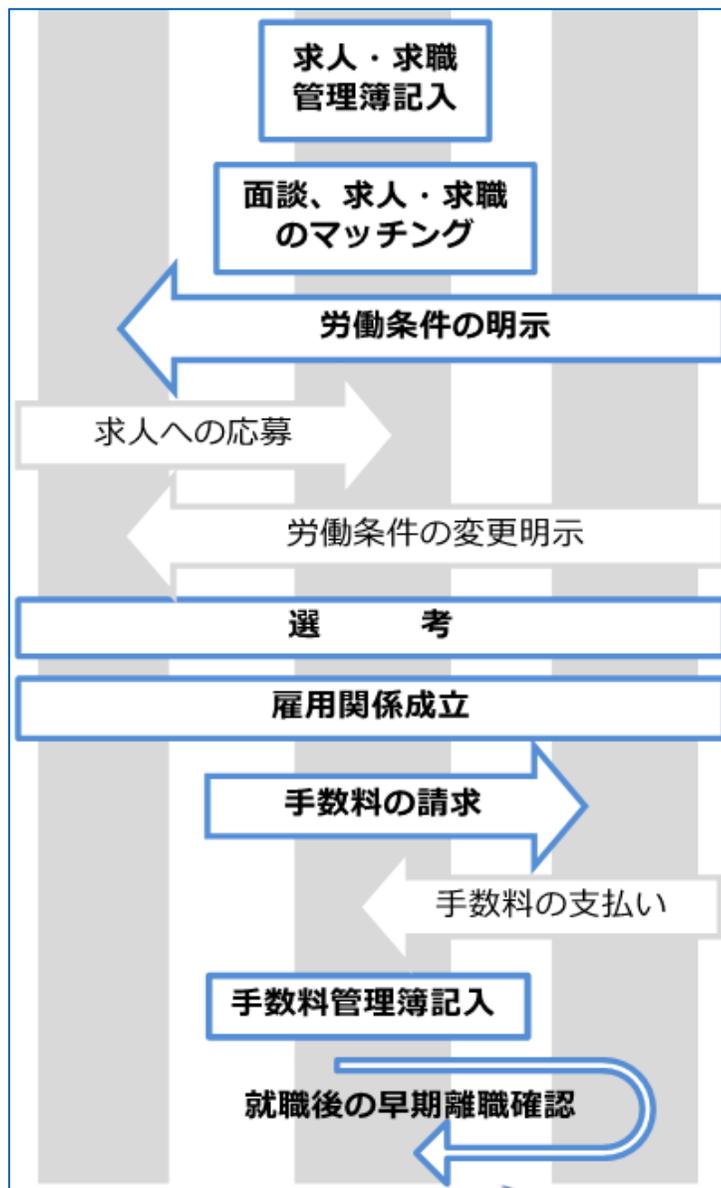
◆令和4年10月施行の改正職業安定法に関する情報はこちら!

◆職業紹介事業の運営「法第32条の16 第3項に関する事項(情報提供)」についての入力事例のご照会はこちら!

◆職業紹介事業に関する情報提供(職業安定法改正)の入力(ログイン)はこちらから!

◆優良等が認定された事業者一覧(労働者派遣事業者・職業紹介事業者・募集情報等提供事業者)等の情報はこちら!

的確な表示



2 求人・求職の受理～雇用契約の成立

✓	チェック
	求職の申込みの勧奨に当たってお祝い金等金銭の提供を行っていない
	求人不受理にできる求人か確認するため、求人者に自己申告を求めるなど、適切に対応している
	労働条件等を書面（求職者が希望する場合は電子メール等）で明示している
	紹介できない求人（求人の申込みを受理していない求人）を広告していない
	求人・求職者に手数料について説明している

3 雇用契約成立後

✓	チェック
	紹介により就職した者に対し2年間は退職勧奨しない、6ヶ月以内の離職者を確認するなどの適切な対応をとっている
	届出制の場合、届け出た範囲内で求人者から手数料を徴収している
	手数料を徴収してはいけない求職者から手数料を徴収していない
	適切に求人求職管理簿・手数料管理簿を記載している

的確な表示

改正職業安定法 2022（令和4）年10月1日施行

職業紹介事業の運営ルールが変わります

職業安定法が改正され、求人等に関する情報の的確な表示や個人情報の保護に関するルールが変わります。また、求人メディア等に関する届出制が創設されます。

1 求人等に関する情報の的確な表示が義務付けられます

各事業者に対して、求人等に関する①～⑤の情報すべての的確な表示が義務付けられます。

- ① 求人情報
- ② 求職者情報
- ③ 求人企業に関する情報
- ④ 自社に関する情報
- ⑤ 事業の実績に関する情報

- 虚偽の表示・誤解を生じさせる表示はしてはなりません。
- 求人情報、求職者情報を**正確・最新の内容に保つ措置**を講じなければなりません。

2 個人情報の取扱いに関するルールが新しくなります

求職者の個人情報を収集する際には、**業務の目的を明らかに**しなくてはなりません。

業務の目的の明示

求職者の個人情報を収集する際には、求職者等が一般的かつ合理的に想定できる程度に具体的に、個人情報を収集・使用・保管する業務の目的を、ウェブサイトに掲載するなどして、明らかにしなくてはなりません。

的確な表示

申請・届出にかかる様式について

[<<申請・届出・報告に必要となる書式等はこちら>>](#)

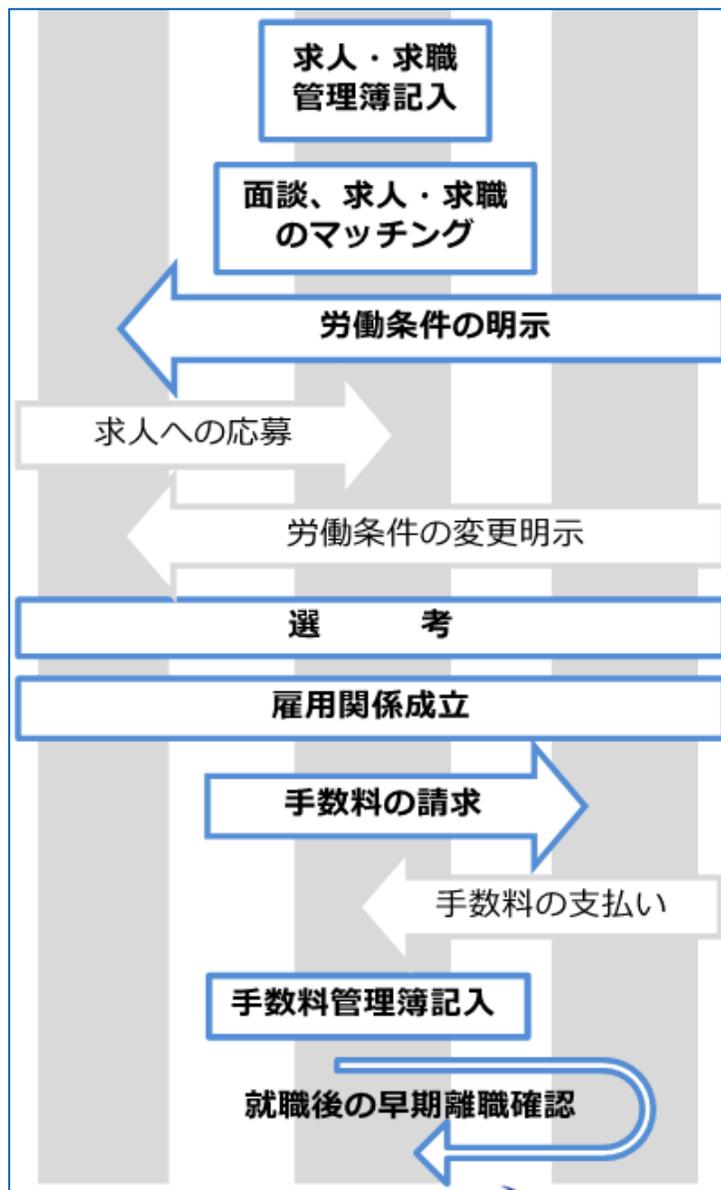
<その他の様式>

●求人申込み時の自己申告の記載例<[PDF](#)>

参考様式（モデル例）

- 個人情報適正管理規程（有料・無料職業紹介事業） [【Word】](#) [【PDF】](#)
- 個人情報適正管理規程（特別の法人無料職業紹介事業） [【Word】](#) [【PDF】](#)
- 業務の運営に関する規程 [【Word】](#) [【PDF】](#) ※改正職業安定法 令和4年10月1日施行対応
- 手数料表（求人受付手数料＋上限制） [【PDF】](#)
- 手数料表（届出制） 一般登録型 [【PDF】](#) ・サーチスカウト型 [【PDF】](#) ・再就職支援型 [【PDF】](#)

求人不受理について



2 求人・求職の受理～雇用契約の成立

✓	チェック
	求職の申込みの勧奨に当たってお祝い金等金銭の提供を行っていない
	求人不受理にできる求人か確認するため、求人者に自己申告を求めるなど、適切に対応している
	労働条件等を書面（求職者が希望する場合は電子メール等）で明示している
	紹介できない求人（求人の申込みを受理していない求人）を広告していない
	求人・求職者に手数料について説明している

3 雇用契約成立後

✓	チェック
	紹介により就職した者に対し2年間は退職勧奨しない、6ヶ月以内の離職者を確認するなどの適切な対応をとっている
	届出制の場合、届け出た範囲内で求人者から手数料を徴収している
	手数料を徴収してはいけない求職者から手数料を徴収していない
	適切に求人求職管理簿・手数料管理簿を記載している

2020年の法改正より

◆ 求人不受理の適切な対応について

職業紹介事業者は、求人の申込みが以下の要件に該当するか否か、求人者に対して自己申告を求めるとされています。

職業紹介事業者は原則全ての求人を受理しなければなりません、以下①～⑥の一定の労働関係法令違反のある求人者からの求人の申し込みなどを受理しないことができます。

- ① 内容が法令に違反する求人
- ② 労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適当な求人
- ③ 求人者が労働条件を明示しない求人
- ④ 一定の労働関係法令違反の求人者による求人
- ⑤ 暴力団員など（※）による求人

（※）暴力団員、法人で役員の中に暴力団員がいる者、暴力団員がその事業活動を支配する者

- ⑥ 職業紹介事業者からの自己申告の求めに応じなかった求人者による求人

申請・届出にかかる様式について

[<<申請・届出・報告に必要な書式等ははこちら>>](#)

<その他の様式>

●求人申込み時の自己申告の記載例<PDF>

[▲ ページの先頭へ戻る](#)

（様式例第7号）

自己申告書

年 月 日

私どもは、この求人申込みの時点において、職業安定法に規定する求人不受理の対象に該当いたしません。

事業所名

事業所所在地

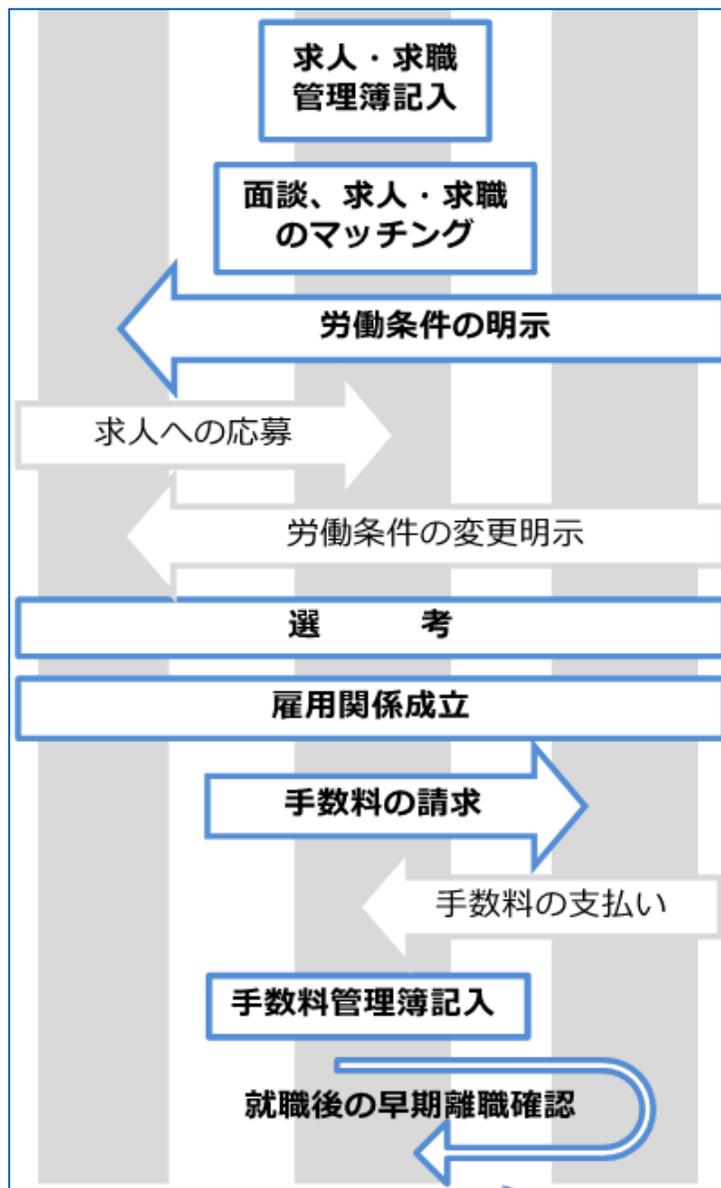
代表者名

◇この自己申告書についての説明事項◇

- (1) 以下のチェックシートの項目に1つでも該当する場合には、職業安定法に規定する求人不受理に該当します。
- (2) この自己申告書に記載した内容に変更があった場合は、速やかに修正の上提出してください。
- (3) 申告内容が事実と異なる場合は、職業安定法第48条の3第2項及び第3項の規定に基づき、厚生労働大臣又は都道府県労働局長による勧告及び公表の対象となります。

チェックシート

労働条件の明示について



2 求人・求職の受理～雇用契約の成立

✓	チェック
	求職の申込みの勧奨に当たってお祝い金等金銭の提供を行っていない
	求人不受理にできる求人か確認するため、求人者に自己申告を求めるなど、適切に対応している
	労働条件等を書面（求職者が希望する場合は電子メール等）で明示している
	紹介できない求人（求人の申込みを受理していない求人）を広告していない
	求人・求職者に手数料について説明している

3 雇用契約成立後

✓	チェック
	紹介により就職した者に対し2年間は退職勧奨しない、6ヶ月以内の離職者を確認するなどの適切な対応をとっている
	届出制の場合、届け出た範囲内で求人者から手数料を徴収している
	手数料を徴収してはいけない求職者から手数料を徴収していない
	適切に求人求職管理簿・手数料管理簿を記載している

2024年の法改正より

◆労働条件等の明示

職業紹介事業者は、原則として求職者と最初に接触する時点までに、書面の交付の方法、ファクシミリを利用する方法又は電子メール等を利用する方法により以下に掲げる事項等について、求職者に明示しなければなりません。

- ・ 労働者が従事すべき業務の内容に関する事項
- ・ 労働契約の期間に関する事項
- ・ 試みの使用期間に関する事項
- ・ 就業の場所に関する事項
- ・ 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間及び休日に関する事項
- ・ 賃金の額に関する事項
- ・ 健康保険法による健康保険、厚生年金保険法による厚生年金、労働者災害補償保険法による労働者災害補償保険及び雇用保険法による雇用保険の適用に関する事項
- ・ 労働者を雇用しようとする者の氏名又は名称に関する事項
- ・ 労働者を派遣労働者として雇用しようとする旨
- ・ 就業の場所における受動喫煙を防止するための措置に関する事項

1. 追加される明示事項

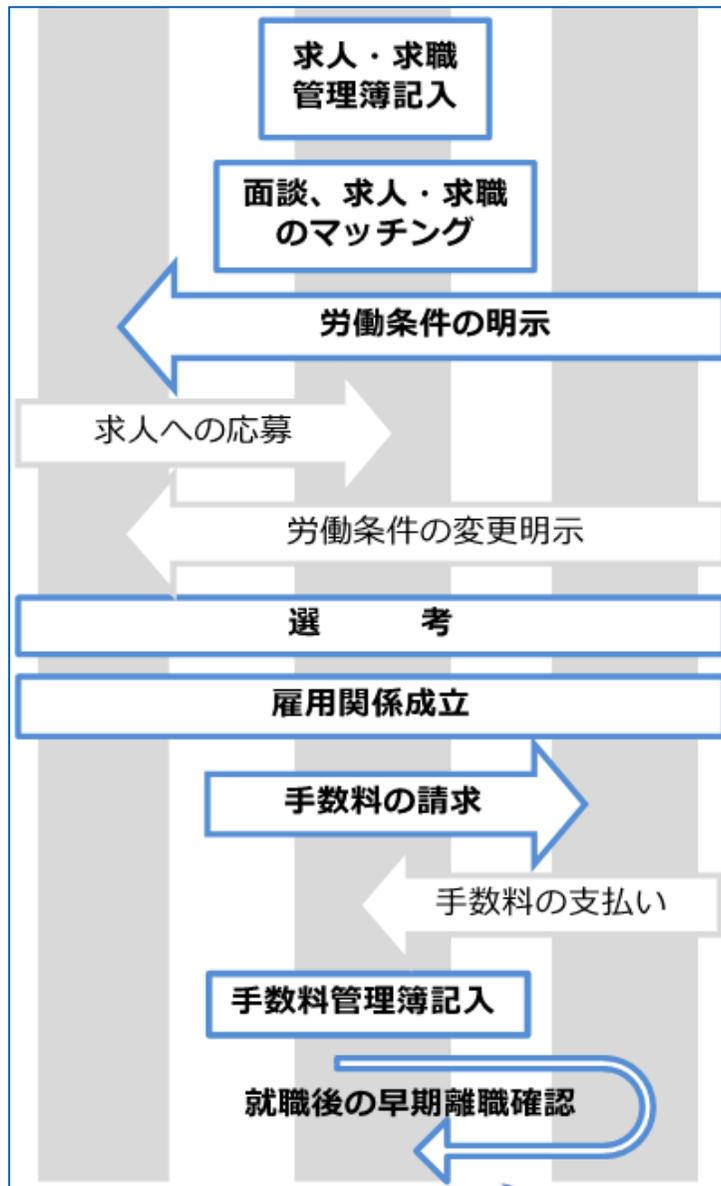
求職者に対し明示しなければならない労働条件に、以下の事項が追加されました。求人企業からこれらの情報が適切に伝えられているかご確認ください。

① 従事すべき業務の変更の範囲※

② 就業場所の変更の範囲※

③ 有期労働契約を更新する場合の基準(通算契約期間または更新回数の上限を含む)

管理関係について



2 求人・求職の受理～雇用契約の成立

✓	チェック
	求職の申込みの勧奨に当たってお祝い金等金銭の提供を行っていない
	求人不受理にできる求人か確認するため、求人者に自己申告を求めるなど、適切に対応している
	労働条件等を書面（求職者が希望する場合は電子メール等）で明示している
	紹介できない求人（求人の申込みを受理していない求人）を広告していない
	求人・求職者に手数料について説明している

3 雇用契約成立後

✓	チェック
	紹介により就職した者に対し2年間は退職勧奨しない、6ヶ月以内の離職者を確認するなどの適切な対応をとっている
	届出制の場合、届け出た範囲内で求人者から手数料を徴収している
	手数料を徴収してはいけない求職者から手数料を徴収していない
	適切に求人求職管理簿・手数料管理簿を記載している

求人管理簿

イ 求人求職管理簿

(1) 求人に関する事項

- ① 求人者の氏名又は名称
- ② 求人者の所在地
- ③ 求人に係る連絡先
- ④ 求人受付年月日
- ⑤ 求人の有効期間
- ⑥ 求人数
- ⑦ 求人に係る職種
- ⑧ 求人に係る就業場所 当該求人により雇入れようとする労働者が業務に従事する場所を記載すること。
- ⑨ 求人に係る雇用期間 当該求人により雇入れようとする労働者の雇用期間を記載すること。
- ⑩ 求人に係る賃金 当該求人により雇入れようとする労働者の賃金を記載すること。
- ⑪ 職業紹介の取扱状況

当該求人に求職者をあっせんした場合は、職業紹介を行った時期、求職者の氏名、採用・不採用の別を記載することとし、採用された場合は採用年月日、期間の定めのない労働契約を締結した者（以下「無期雇用就職者」という。）である場合はその旨、転職勧奨が禁止される期間（採用年月日から、採用年月日の2年後の応 当日の前日までの間）及び無期雇用就職者の離職状況も記載すること。無期雇用就職者の離職状況については、以下の(a)又は(b)のいずれかについて記載すること。(a) 6箇月以内に離職（解雇を除く。）したか否か又は離職状況の確認のため の調査により離職状況が判明しなかった場合にはその旨、並びに調査を行った日及び調査方法 (b) 6箇月以内の離職により返戻金制度に基づき返金が行われたか否か なお、求人者、求職者とのトラブル防止の観点から、採用・不採用に至るまでの 経緯を記載することは差し支えない。

求職管理簿

(D) 求職に関する事項

- ① 求職者の氏名
- ② 求職者の住所
- ③ 求職者の生年月日
- ④ 求職者の希望職種
- ⑤ 求職受付年月日
- ⑥ 求職の有効期間
- ⑦ 職業紹介の取扱状況

当該求職者に求人をあっせんした場合は、職業紹介を行った時期、求人者の氏名又は名称（当該求人者からの求人が複数ある場合は、求人が特定できるようにしておくこと。）、採用・不採用の別を記載することとし、採用された場合は採用年月日、無期雇用就職者である場合はその旨、転職勧奨が禁止される期間（採用年月日から、採用年月日の2年後の応当日の前日までの間）及び無期雇用就職者の離職状況も記載すること。無期雇用就職者の離職状況については、以下の(a)又は(b)のいずれかについて記載すること。(a) 6箇月以内に離職（解雇を除く。）したか否か又は離職状況の確認のための調査により離職状況が判明しなかった場合にはその旨、並びに調査を行った日及び調査方法 (b) 6箇月以内の離職により返戻金制度に基づき返金が行われたか否かなお、求人者、求職者とのトラブル防止の観点から、採用・不採用に至るまでの経緯を記載することは差し支えない。

手数料表

□ 手数料管理簿

- ① 手数料を支払う者の氏名又は名称
- ② 徴収年月日
- ③ 手数料の種類
- ④ 手数料の額
- ⑤ 手数料の算出の根拠

手数料の算出根拠となった賃金、割合等をわかるように記載すること。なお、書面によらず電磁的記録により帳簿書類の作成を行う場合は、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク、CD-ROMその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製する方法により作成を行わなければならない。また、書面によらず電磁的記録により帳簿書類の備付けを行う場合は、次のいずれかの方法によって行った上で、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び書面を作成できるようにしなければならない。

イ 作成された電磁的記録を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

ロ 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

5

5. 令和7年4月施行改正職業安定法施行規則 について

2025年の法改正より

職業紹介事業者の皆さまへ

紹介手数料率の実績の公開と違約金規約の明示が必要になります

令和7年4月1日から職業安定法に基づく省令及び指針が一部改正されます

(1) 令和6年度に徴収した紹介手数料の実績(※)を、「人材サービス総合サイト」に掲載してください ※ 職種別の常用就職1件当たりの平均手数料率を算出。

公開の対象となる職種は、常用就職(*)の実績が多い上位5職種となります。ただし、常用就職の実績が10件以下の場合、掲載は不要です。

(*)常用就職とは、4ヶ月以上の有期又は無期で雇用されることを指します。

平均手数料率の計算は、取扱職種ごとに、

$$\frac{\text{求人者から徴収した手数料の総額(常用就職全件分)}}{\text{求職者の予定年収の総額(常用就職全件分)}}$$

で算出し、小数点第2位で四捨五入してください。

定額制により紹介手数料を徴収している場合は、平均手数料率の実績に代えて当該額を実績として掲載することができます。なお、定額以外でも手数料を徴収している場合(定額による徴収と手数料率による徴収とを併用している場合)は、平均手数料率を算出願います。

「令和6年度職業紹介事業報告」の提出後、速やかに「人材サービス総合サイト」に掲載してください(「令和7年度職業紹介事業報告」以降も同様に掲載してください)。

人材サービス総合サイトの入力

事業報告書第1面
4活動報告(国内)
③就職欄
+
7活動報告(国外)
⑦就職欄

① 就職者及び離職者数(平成31年度～令和6年度)

職業紹介事業の運営「法第32条の16 第3講に関する事項(情報提供)」

以下の項目(色がついた項目)について入力してください。なお、入力しない項目は空欄としてください。●事業を実施しており、かつ実績が「0」の場合{0}を入力してください

情報登録年度	就職者※1			離職者数	離職が判明せず
	4ヵ月以上有期 及び無期(人)	4ヵ月以上有期及び 無期うち無期(人)	4ヵ月未満有期 (人日)	(無期雇用のうち就 職後6ヶ月以内)	(無期雇用のうち就 職後6ヶ月以内)
平成31年度	<input type="text" value="0"/>	<input type="text" value="0"/>	<input type="text" value="49377"/>	<input type="text" value="0"/>	<input type="text" value="0"/>
令和02年度	<input type="text" value="0"/>	<input type="text" value="0"/>	<input type="text" value="10134"/>	<input type="text" value="0"/>	<input type="text" value="0"/>
令和03年度	<input type="text" value="0"/>	<input type="text" value="0"/>	<input type="text" value="12600"/>	<input type="text" value="0"/>	<input type="text" value="0"/>
令和04年度	<input type="text" value="0"/>	<input type="text" value="0"/>	<input type="text" value="27615"/>	<input type="text" value="0"/>	<input type="text" value="0"/>
令和05年度	<input type="text" value="0"/>	<input type="text" value="0"/>	<input type="text" value="30475"/>	<input type="text" value="0"/>	<input type="text" value="0"/>
令和06年度	<input type="text" value="0"/>	<input type="text" value="0"/>	<input type="text" value="54860"/>	<input type="text" value="0"/>	<input type="text" value="0"/>

事業報告の常用就職件数の合計(無期雇用+それ以外)を入力 ※

事業報告の常用就職者のうち「無期雇用」の合計を入力 ※

事業報告の臨時就職延数・日雇就職延数の合計を入力 ※

令和7年10～12月中に入力
令和6年度に就職した無期雇用者のうち、解雇以外の理由で6ヶ月以内に離職した者の数及び離職状況が不明な者の合計を入力 ※

※ 複数事業所がある場合は合計した数を入力してください。

※ 許可有効期間であった年度において、実績がない場合は当該年度欄に0を入力してください。

令和5年度の離職の状況欄の人数と今回作成した事業報告書の離職状況の人数は同じ数字になります。

人材サービス総合サイトの入力

② 取扱職種ごとの平均手数料率（額）

職業紹介事業の運営「法第32条の16 第3講に関する事項（情報提供）その②」

🔑 常用就職の実績が多い上位5職種について入力してください。なお、常用就職の実績が10件以下の場合には入力の必要はありません。

取扱業務の職種	職業分類一覧	手数料実績率・額	
<input type="text"/>		令和06年度	<input type="text"/> <input type="text"/>
<input type="text"/>		令和06年度	<input type="text"/> <input type="text"/>
<input type="text"/>		令和06年度	<input type="text"/> <input type="text"/>
<input type="text"/>		令和06年度	<input type="text"/> <input type="text"/>
<input type="text"/>		令和06年度	<input type="text"/> <input type="text"/>

2025年の法改正より

(2) 違約金規約を設けている場合、令和7年4月1日以降に求人者から求人の申込みがあった際には、明示をお願いします。

これまでは

取扱職種の範囲等、手数料に関する事項、苦情の処理に関する事項、求人者の情報や求職者の個人情報の取扱に関する事項、返戻金制度に関する事項の明示が義務となっています。



今後は加えて

求人者に対する違約金規約を設けている場合には、規約の明示もお願いします。その際には違約金の額、違約金が発生する条件及び解除方法を含む契約の内容(*)について、分かりやすく明瞭かつ正確に記載した書面又は電子メールその他の適切な方法により、あらかじめ求人者に対し誤解が生じないように明示してください。

(*) 本人が採用辞退後に別ルートで採用などの際に違約金を適用する場合や、利用契約の更新に関するルールも含まれます。

Q&A

・Q.1 求人者に対して利用規約等を書面で見せるだけでは明示として不十分でしょうか。また、ホームページに掲載することで明示することになりますか。

A.利用規約等について求人者に対して見せた文面と同じものを、契約締結後に求人者が確認できる必要があります。求人者の手元に規約等が残るなど再読できる状態にあることが重要です。例えば、職業紹介事業者が求人者に対し、①単にホームページの該当箇所を教示する、②ホームページ上で規約自体をスクロールで確認させ、同意ボタンを押させる、といった方法のみでは、求人者が同一文面を再読できない可能性があり、後々のトラブルの原因となるおそれがあることから、適切な方法で明示しているとはいえません。違約金等について、対面での説明の場合は、分かりやすく明瞭かつ正確に記載した書面を手交し、非対面での説明の場合は、同様の書面を郵送又は電子メールで送付するといった手法を基本とします。それ以外の手法であってもこれと同等の効果をもたらすものといえる手法を用いて行ってください。

・Q.2 「違約金」とは具体的に何を指すのでしょうか。

A.「違約金」といった名称はあくまで例示であり、事業の利用に関連して求人者が負担する金銭についてはあらかじめ誤解が生じないよう全て明示してください。

・Q.3 明示対象となる金銭の具体的な金額があらかじめ定まっていない場合には、どのように示せばいいでしょうか。

A.算定方法等を示すことにより、求人者が想定していない請求を受けることがないよう分かりやすく明示願います。

追加される明示事項

募集情報等提供事業者の皆さまへ

**労働者に金銭やギフト券等を提供することは原則
禁止になります**

また、違約金等について定める場合には、募集主に分かりやすい明示が必要です

令和7年4月1日から職業安定法に基づく省令及び指針が一部改正されます

改正趣旨・背景

雇用仲介事業者による労働者になろうとする者への金銭提供は、早期離転職(定着阻害)や、それに伴う求人側の手数料負担の問題等に鑑み、既に、職業紹介事業では原則禁止しています。

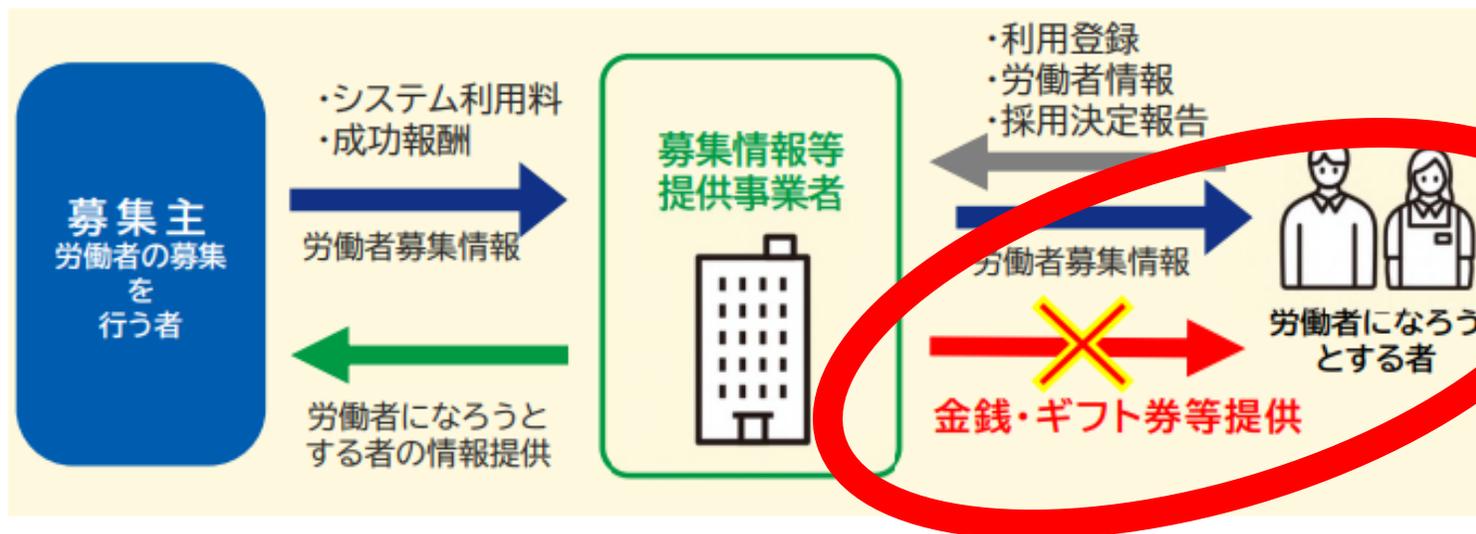
他方、募集情報等提供事業については、これまで禁止等はされていませんでした。しかし、同様の問題が見られるほか、金銭等の誘因があることで過度の報告インセンティブが生じ、採用後の労働者から複数の募集情報等提供事業者採用決定の報告がされる結果、募集主が当該複数の事業者から成功報酬の請求を受けたり、高額な違約金請求を受けるなど募集情報等提供事業ならではの問題が生じています。

安心して雇用仲介事業を利用できない状況は、労働市場にとって重大な問題であり、また雇用仲介事業の健全な発展を阻害するものです。そのため、次の措置を講ずることにしました。

明示事項の記載例 手数料表などの情報提供

令和7年4月1日以降、新たに遵守すべき事項

(1)労働者になろうとする者に、金銭等の提供は好ましくなく、社会通念上相当と認められる程度を超えて、金銭などを提供することを行ってははいけません。



(2)募集情報等提供事業の利用料金、違約金等の額、発生条件、解除方法等を含む契約の内容(*)について、分かりやすく明瞭かつ正確に記載した書面または電子メールその他の適切な方法により、あらかじめ募集主に誤解が生じないように明示してください。

(*)本人が採用辞退後に別ルートで採用などの際に違約金を適用する場合や一定の無料期間経過後に有料となる場合の料金、利用契約の更新に関する契約内容も含まれます。

ご清聴ありがとうございました。



Zoomから退室後に簡単なアンケートがありますので、
ご協力をお願いいたします。

それでは、このままZoomからの退室をお願いします。